

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用(略)

2 料金額

2-1~2-5-3-3 (略)

2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考	
			右欄以外 の場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	ア 一般専用に 係るもの	専らAM放送の音響を伝送す るため、通常50Hzから10kHzま での周波数帯域を伝送するも の	42,513円	40,137円	—
			50bit/s以下の符号伝送が可能 なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	6,536円	5,742円	
		イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用(略)

2 料金額

2-1~2-5-3-3 (略)

2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考
				右欄以外 の場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノ ード装置、 中継伝送路 設備及び端 末回線を収 容する伝送 装置により 通信路の設 定並びに伝 送を行う機 能	ア 一般専用に 係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	6,803円	6,206円	—
			専ら音声を送送するため、通 常0.3kHzから3.4kHzまでの 周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	(略)	(略)	
			50bit/s以下の符号伝送が可 能なもの	(略)	(略)	
		イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	—

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考		
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料			
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノ ード装置、 中継伝送路 設備及び端 末回線を収 容する伝送 装置により 通信路の設 定並びに伝 送を行う機 能	ア 一般専用に係 るもの	専らAM放送の音響を伝送 するため、通常50Hzから 10kHzまでの周波数帯域を 伝送するもの	321円	2,544円	—
			50bit/s以下の符号伝送が 可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	110円	848円	
		イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	ア 一般専用に係 るもの	専らAM放送の音響を伝送 するため、通常50Hzから 10kHzまでの周波数帯域を 伝送するもの	39,532円	—
			50bit/s以下の符号伝送が 可能なもの	(略)	
			上記以外のもの	5,541円	
		イ (略)	(略)	(略)	—

2-6の2～2-14 (略)

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考		
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料			
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノ ード装置、 中継伝送路 設備及び端 末回線を収 容する伝送 装置により 通信路の設 定並びに伝 送を行う機 能	ア 一般専用に 係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	80円	960円	—
			専ら音声を伝送するため、通 常0.3kHzから3.4kHzまでの 周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	(略)	(略)	
			50bit/s以下の符号伝送が可 能なもの	(略)	(略)	
		イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	ア 一般専用に 係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	5,980円	—
			専ら音声を伝送するため、通 常0.3kHzから3.4kHzまで の周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	(略)	
			50bit/s以下の符号伝送が可 能なもの	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	—

2-6の2～2-14 (略)

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（一般専用に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノー ド装置、中継 伝送路設備及 び端末回線を 収容する伝送 装置により通 信路の設定並 びに伝送を行 う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	62,984円	61,189円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,803円	6,206円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

			1回線ごとに月額		
区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	250円	2,881円	——
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	80円	960円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2)分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額		
区分			料金額		備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	60,512円		
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,980円		
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			